

兵庫県公報

平成20年 4月15日 火曜日 第 1970 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

	ページ
告 示	
公印の廃止及び新調(文書課).....	1
土地改良区の定款の変更認可(農地整備課).....	2
県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧(同).....	2
町営土地改良事業の施行同意(同).....	3
市営土地改良事業の計画変更同意(同).....	3
土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定の解除(水質課).....	3
公共測量が終了した旨の通知(契約管理課).....	4
道路の区域の変更、供用開始等(道路保全課).....	4
土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	4
同 上(同).....	14
公 告	
特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請(地域協働課).....	15
特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請(同).....	18
私立小学校の設置認可(教育課).....	18
私立幼稚園の廃止認可(同).....	19
私立専修学校の設置認可(同).....	19
私立専修学校の廃止認可(同).....	19
私立各種学校の廃止認可(同).....	19
公売公告兼見積価額公告(砂防課).....	20
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(都市計画課).....	21
大規模小売店舗の変更に関する届出(同).....	21
同 上(同).....	23
大規模小売店舗に対する市町の意見の概要(同).....	24
入札公告(県立大学).....	24
辞 令	
下野 昌宏ほか.....	27
警察本部公告	
入札公告.....	27
正 誤	
平成20年 3月25日付け兵庫県公報第1964号中.....	29

告 示

兵庫県告示第444号

1に掲げる公印を平成20年 3月31日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、平成20年 4月 1日からその使用を開始した。

平成20年 4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 廃止公印の名称及び印影



兵庫県立厚生専門学院長
印

2 新調公印の名称及び印影



兵庫県知事印（姫路家畜
保健衛生所神戸出張所専
用公印）

兵庫県告示第445号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年 4月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認 可 年 月 日
室見台土地改良区	平成20年 3月31日

兵庫県告示第446号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成20年 4月 3日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 4月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
ため池等整備事業（一般） ため池水質改善工事 小規模	西島大池地区	平成20年4月15日から 同 年5月7日まで	明石市役所

兵庫県告示第447号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

町 の 名 称	事 業 名	地 区 名	同 意 年 月 日
佐用町	ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 団体営小規模	大塚池地区	平成20年3月31日

兵庫県告示第448号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

市 の 名 称	事 業 名	地 区 名	同 意 年 月 日
加西市	村づくり交付金	在田地区	平成20年3月31日

兵庫県告示第449号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第5条第4項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を次のとおり解除する。

平成20年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定を解除する区域

平成20年兵庫県告示第13号により指定した区域(丹波市氷上町石生字八反田1783番6の一部、石生字牛ノ木2011番2の一部、石生字新逢2029番2の一部、石生字三ノ坪2039番10の一部、石生字無久奈志2049番5の一部)の全部

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン

兵庫県告示第450号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三木市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成20年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影及びGPS/IMU解析）
- 2 作業期間
平成19年11月9日から平成20年3月28日まで
- 3 作業地域
三木市内

兵庫県告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年4月15日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年4月15日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 前之庄市川線	神崎郡福崎町高岡字フシ原1853番6から 同 郡市川町奥字池ノ内770番1まで	旧	2.0から 24.0まで	2,500.0	
		新	5.0から 30.0まで	3,329.0	

兵庫県告示第452号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中山五月台(2) (115000056)	宝塚市中山五月台七丁目（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
中山五月台(1) (115000057)	宝塚市中山五月台七丁目（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
中山五月台(2) (115000058)	宝塚市中山五月台七丁目（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊

切畑 (115000059)	宝塚市中山五月台六丁目(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
中山五月台(3) (115000060)	宝塚市中山五月台七丁目(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
中山桜台 (115000061)	宝塚市中山桜台六丁目(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
中山桜台 (115000062)	宝塚市中山桜台七丁目(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
中山桜台(4) (115000063)	宝塚市中山桜台六丁目(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
中山桜台(2) (115000064)	宝塚市中山桜台五丁目(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
中山桜台(3) (115000065)	宝塚市中山桜台五丁目(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
中山桜台(1) (115000066)	宝塚市中山桜台三丁目(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
中山台 (115000067)	宝塚市中山台一丁目(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
中山五月台(1) (115000068)	宝塚市中山五月台二丁目(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
山手台西 (115000069)	宝塚市山手台西二丁目(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
中筋 (115000070)	宝塚市中筋山手五丁目(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
中筋山手(2) (115000071)	宝塚市山手台西一丁目(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
中筋山手(3) (115000072)	宝塚市山本台三丁目(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
山本台 (115000073)	宝塚市山本台三丁目(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
山手台東(1) (115000074)	宝塚市山手台東一丁目(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
山手台東(3) (115000075)	宝塚市山手台東一丁目(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊

平井(4) (115000076)	宝塚市平井一丁目(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
平井(2) (115000077)	宝塚市平井一丁目(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
平井(3) (115000078)	宝塚市平井一丁目(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
平井山荘 (115000079)	宝塚市平井山荘(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
平井山荘(2) (115000080)	宝塚市平井山荘(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
平井(1) (115000081)	宝塚市平井二丁目(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
中筋山手 (115000082)	宝塚市中筋山手三丁目(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
中山寺 (115000083)	宝塚市中山寺二丁目(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
ふじヶ丘(1)(2) (115000084)	宝塚市ふじヶ丘(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
ふじヶ丘(2)(2) (115000085)	宝塚市ふじヶ丘(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
ふじヶ丘 (115000086)	宝塚市ふじヶ丘(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
長尾台(2)(1) (115000087)	宝塚市長尾台二丁目(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
長尾台(3) (115000088)	宝塚市長尾台二丁目(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
長尾台(5) (115000090)	宝塚市長尾台一丁目(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
つつじヶ丘(3) (115000092)	宝塚市花屋敷つつじヶ丘(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
つつじヶ丘(2)(1) (115000093)	宝塚市花屋敷つつじヶ丘(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
つつじヶ丘(2) (115000094)	宝塚市花屋敷つつじヶ丘(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊

長尾台(4) (115000095)	宝塚市長尾台一丁目(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
雲雀丘山手(2) (115000096)	宝塚市雲雀丘山手二丁目(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
雲雀丘山手(2)(1) (115000097)	宝塚市雲雀丘山手二丁目(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
長尾台(2) (115000098)	宝塚市長尾台一丁目(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
雲雀丘山手(3) (115000099)	宝塚市雲雀丘山手二丁目(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
つつじヶ丘 (115000100)	宝塚市花屋敷つつじヶ丘(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
つつじヶ丘(4) (115000101)	宝塚市花屋敷つつじヶ丘(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊
松ヶ丘 (115000103)	宝塚市花屋敷松が丘(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
荘園(1) (115000104)	宝塚市花屋敷荘園二丁目(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
荘園(2) (115000105)	宝塚市花屋敷荘園三丁目(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
雲雀丘(5) (115000108)	宝塚市雲雀丘二丁目(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
雲雀丘(2) (115000109)	宝塚市雲雀丘三丁目(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
雲雀丘(4) (115000110)	宝塚市雲雀丘一丁目(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
すみれヶ丘(2)(2) (115000111)	宝塚市すみれヶ丘三丁目(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
すみれヶ丘(1)(2) (115000112)	宝塚市すみれヶ丘三丁目(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
すみれヶ丘(1)(2) (115000113)	宝塚市すみれヶ丘三丁目(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
すみれヶ丘(4)(2) (115000114)	宝塚市すみれヶ丘二丁目(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊

すみれヶ丘(3)(2) (115000115)	宝塚すみれヶ丘二丁目(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
すみれヶ丘(4)(2) (115000116)	宝塚すみれヶ丘二丁目(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
すみれヶ丘(3)(2) (115000117)	宝塚すみれヶ丘三丁目(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
すみれヶ丘(2)(2) (115000118)	宝塚すみれヶ丘三丁目(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
すみれヶ丘(6)(2) (115000119)	宝塚すみれヶ丘四丁目(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
すみれヶ丘(5)(2) (115000120)	宝塚すみれヶ丘三丁目(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊
すみれヶ丘(2) (115000121)	宝塚すみれヶ丘二丁目(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊
御殿山(1) (115000122)	宝塚御殿山四丁目(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
御殿山(2) (115000123)	宝塚御殿山四丁目(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊
御殿山(2)(1) (115000124)	宝塚御殿山四丁目(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘(2) (115000125)	宝塚川面(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘(1) (115000126)	宝塚桜ヶ丘(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
川面 (115000127)	宝塚川面五丁目(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊
米谷 (115000128)	宝塚米谷(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊
米谷(2) (115000129)	宝塚米谷(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊
清荒神(2) (115000130)	宝塚清荒神五丁目(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊
清荒神(3) (115000131)	宝塚清荒神三丁目(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊

清荒神 (115000132)	宝塚市清荒神五丁目(別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊
清荒神(1) (115000133)	宝塚市清荒神三丁目(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊
泉ヶ丘(2) (115000134)	宝塚市泉ガ丘(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊
売布きよしヶ丘 (115000135)	宝塚市売布山手町(別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊
売布ヶ丘 (115000136)	宝塚市売布四丁目(別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊
中山寺 (115000137)	宝塚市売布四丁目(別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊
中山荘園 (115000138)	宝塚市中山荘園(別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊
中山荘園(2) (115000139)	宝塚市中山荘園(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊
米谷 (115000140)	宝塚市米谷一丁目(別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊
米谷(1) (115000141)	宝塚市米谷一丁目(別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊
安倉西 (115000142)	宝塚市安倉西二丁目(別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊
長寿ヶ丘(3) (115000143)	宝塚市長寿ガ丘(別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊
長寿ヶ丘(4) (115000144)	宝塚市長寿ガ丘(別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊
長寿ヶ丘(5) (115000145)	宝塚市長寿ガ丘(別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊
長寿ヶ丘(1) (115000146)	宝塚市長寿ガ丘(別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊
長寿ヶ丘(2) (115000147)	宝塚市長寿ガ丘(別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊
月見山(3) (115000148)	宝塚市長寿ガ丘(別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊

月見山(4) (115000149)	宝塚市月見山二丁目(別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊
月見山(5) (115000150)	宝塚市月見山二丁目(別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊
月見山 (115000151)	宝塚市月見山二丁目(別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊
月見山(2) (115000152)	宝塚市月見山一丁目(別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊
月見山 (115000153)	宝塚市月見山一丁目(別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊
武庫山 (115000154)	宝塚市紅葉ガ丘(別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊
紅葉ヶ丘(2) (115000155)	宝塚市紅葉ガ丘(別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊
紅葉ヶ丘 (115000156)	宝塚市紅葉ガ丘(別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊
武庫山(2) (115000157)	宝塚市武庫山二丁目(別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊
宝松苑 (115000158)	宝塚市宝松苑(別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊
光ヶ丘(1) (115000159)	宝塚市光ガ丘一丁目(別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊
光ヶ丘(2) (115000160)	宝塚市光ガ丘一丁目(別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊
光ヶ丘 (115000161)	宝塚市小林(別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊
ゆずり葉(3) (115000162)	宝塚市ゆずり葉台三丁目(別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊
ゆずり葉(5) (115000163)	宝塚市ゆずり葉台二丁目(別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊
ゆずり葉(2) (115000164)	宝塚市ゆずり葉台二丁目(別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊
ゆずり葉(1) (115000165)	宝塚市ゆずり葉台二丁目(別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊

ゆずり葉(4) (115000166)	宝塚市ゆずり葉台一丁目(別図106のとおり)	急傾斜地の崩壊
ゆずり葉 (115000167)	宝塚市ゆずり葉台一丁目(別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊
青葉台 (115000168)	宝塚市青葉台二丁目(別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊
逆瀬台(2) (115000169)	宝塚市逆瀬台六丁目(別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊
逆瀬台 (115000170)	宝塚市逆瀬台二丁目(別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊
逆瀬台(3) (115000171)	宝塚市逆瀬台二丁目(別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊
逆瀬台(1) (115000172)	宝塚市逆瀬台二丁目(別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊
逆瀬台(2) (115000173)	宝塚市逆瀬台二丁目(別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊
宝梅(1) (115000174)	宝塚市宝梅二丁目(別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊
宝梅 (115000175)	宝塚市宝梅二丁目(別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊
宝梅(2) (115000176)	宝塚市宝梅二丁目(別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊
野上(3) (115000177)	宝塚市野上五丁目(別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊
野上(2) (115000178)	宝塚市野上一丁目(別図118のとおり)	急傾斜地の崩壊
野上 (115000179)	宝塚市野上二丁目(別図119のとおり)	急傾斜地の崩壊
社町 (115000180)	宝塚市小林一丁目(別図120のとおり)	急傾斜地の崩壊
千種(1) (115000181)	宝塚市千種一丁目(別図121のとおり)	急傾斜地の崩壊
千種(4) (115000182)	宝塚市千種一丁目(別図122のとおり)	急傾斜地の崩壊

千種(5) (115000183)	宝塚市千種一丁目(別図123のとおり)	急傾斜地の崩壊
千種(2) (115000184)	宝塚市千種二丁目(別図124のとおり)	急傾斜地の崩壊
千種(3) (115000185)	宝塚市千種二丁目(別図125のとおり)	急傾斜地の崩壊
塔の町 (115000186)	宝塚市塔の町(別図126のとおり)	急傾斜地の崩壊
仁川うぐいす台(1) (115000187)	宝塚市仁川うぐいす台(別図127のとおり)	急傾斜地の崩壊
仁川うぐいす台(2) (115000188)	宝塚市仁川うぐいす台(別図128のとおり)	急傾斜地の崩壊
仁川高丸(4) (115000189)	宝塚市仁川高丸一丁目(別図129のとおり)	急傾斜地の崩壊
仁川高丸(1) (115000190)	宝塚市仁川高丸一丁目(別図130のとおり)	急傾斜地の崩壊
仁川高丸(2) (115000191)	宝塚市仁川高丸三丁目(別図131のとおり)	急傾斜地の崩壊
仁川宮西 (115000192)	宝塚市仁川月見ガ丘(別図132のとおり)	急傾斜地の崩壊
仁川高丸(3) (115000193)	宝塚市仁川高台一丁目(別図133のとおり)	急傾斜地の崩壊
山本西 (115000194)	宝塚市山本西一丁目(別図134のとおり)	急傾斜地の崩壊
山手台東(2) (115000195)	宝塚市山手台東一丁目(別図135のとおり)	急傾斜地の崩壊
平井(5) (115000196)	宝塚市平井一丁目(別図136のとおり)	急傾斜地の崩壊
長尾台 (115000197)	宝塚市長尾台二丁目(別図137のとおり)	急傾斜地の崩壊
つつじヶ丘(1) (115000198)	宝塚市花屋敷つつじヶ丘(別図138のとおり)	急傾斜地の崩壊
売布ヶ丘(2) (115000199)	宝塚市清荒神四丁目(別図139のとおり)	急傾斜地の崩壊

清荒神(2) (115000200)	宝塚市清荒神五丁目(別図140のとおり)	急傾斜地の崩壊
千種 (115000201)	宝塚市千種一丁目(別図141のとおり)	急傾斜地の崩壊
中山谷川 (215000040)	宝塚市切畑(別図142のとおり)	土石流
五月台西谷川 (215000041)	宝塚市切畑(別図143のとおり)	土石流
五月谷 (215000042)	宝塚市切畑(別図144のとおり)	土石流
五月東谷 (215000043)	宝塚市切畑(別図145のとおり)	土石流
五月二ツ谷 (215000044)	宝塚市切畑(別図146のとおり)	土石流
五月台西北谷 (215000045)	宝塚市切畑(別図147のとおり)	土石流
五月台北谷 (215000046)	宝塚市切畑(別図148のとおり)	土石流
向谷 (215000047)	宝塚市切畑(別図149のとおり)	土石流
辰巳谷川 (215000048)	宝塚市平井一丁目(別図150のとおり)	土石流
平井谷 (215000049)	宝塚市切畑(別図151のとおり)	土石流
城丸川 (215000050)	宝塚市切畑(別図152のとおり)	土石流
すみれガ丘谷 (215000052)	宝塚市すみれガ丘三丁目(別図153のとおり)	土石流
御殿山谷川 (215000053)	宝塚市川面(別図154のとおり)	土石流
荒神川 (215000054)	宝塚市米谷(別図155のとおり)	土石流
荒神小谷 (215000055)	宝塚市米谷(別図156のとおり)	土石流

荒神谷川 (215000056)	宝塚市切畑(別図157のとおり)	土石流
月見山谷 (215000001)	宝塚市伊子志(別図158のとおり)	土石流
塩谷紅葉谷 (215000002)	宝塚市伊子志(別図159のとおり)	土石流
支多々川 (215000003)	宝塚市小林(別図160のとおり)	土石流
小林谷 (215000004)	宝塚市小林(別図161のとおり)	土石流
武庫山北谷 (215000005)	宝塚市伊子志(別図162のとおり)	土石流
武庫山南谷 (215000006)	宝塚市伊子志(別図163のとおり)	土石流
ナダウラ川 (215000007)	宝塚市ゆずり葉台三丁目(別図164のとおり)	土石流
ゆずり葉の谷 (215000008)	宝塚市ゆずり葉台三丁目(別図165のとおり)	土石流
千石ズリ谷 (215000009)	宝塚市小林(別図166のとおり)	土石流
白瀬川 (215000010)	宝塚市ゆずり葉台一丁目(別図167のとおり)	土石流
逆瀬川 (215000011)	宝塚市小林(別図168のとおり)	土石流
ゆずり葉台谷1 (215000012)	宝塚市小林(別図169のとおり)	土石流

(別図1から別図169までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局県土整備部宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第453号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長尾台(1) (115000089)	宝塚市長尾台一丁目 川西市満願寺町(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
長尾台(6) (115000091)	宝塚市長尾台二丁目 川西市満願寺町(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
雲雀丘山手(1) (115000102)	宝塚市雲雀丘山手一丁目 川西市花屋敷二丁目(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
荘園(2)(1) (115000106)	宝塚市花屋敷荘園三丁目 川西市花屋敷山手町(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
荘園(3) (115000107)	宝塚市花屋敷荘園三丁目 川西市花屋敷山手町(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
満願寺西谷 (215000051)	宝塚市切畑 川西市満願寺町(別図6のとおり)	土石流

(別図1から別図6までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局県土整備部宝塚土木事務所、宝塚市役所及び川西市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成20年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 申請のあった年月日 平成20年3月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人操体道普及協会

イ 代表者の氏名 中川重雄

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区五番町6丁目7番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者をはじめ広く一般の人々に対して、操体道の研究、普及及び活用方法の指導に関する事業を行い、高齢者及び一般の人々の健康の増進に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成20年3月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人バンディオンセ・エスクウェーラ

イ 代表者の氏名 松本満生

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市兵庫区今出在家町2丁目2番18号三和ビル1階

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県神戸市を活動の拠点とし、青少年・少女に対して、スポーツを楽しんで行える充実した環境・施設・プロダクトを提供する事業を行い、スポーツを通じた健全な社会作り・子ども達の健全な心身の育成に貢献し、広くスポーツ振興に寄与すると共に地域社会に貢献することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成20年3月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ゆいめど

イ 代表者の氏名 大城 宜 哲

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市別所町別所2丁目150番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く市民、とりわけ患者、患者家族の方々に対して、癒しの医療を提供することを目的に、市民に対する講演会、医療関係者に対するワークショップなどの企画及びテクノロジーを活用した医療ネットワークの構築に関する事業を行い、地域の医療環境を改善することによって医療の質の向上や市民の豊かな生活に寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成20年3月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ケセラセラ

イ 代表者の氏名 高 森 真理子

ウ 主たる事務所の所在地 たつの市揖保町西構182番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、ドメスティック・バイオレンス(以下、DVという。)を生み出す社会に対して、被害者一時保護のためのシェルターの運営、相談支援の提供、暴力防止のための啓発に関する事業を行い、また、障害者に対して生活支援に関する事業を行い、誰もが安心して暮らせる社会の構築に寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成20年3月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人関西アロマセラピスト・フォーラム

イ 代表者の氏名 大 門 美智子

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市川面3丁目23番12号

エ 定款に記載された目的

この法人は、アロマセラピーを必要とする人や学びたい人等に対して、アロマセラピストの育成・支援事業、アロマセラピストのネットワーク構築事業、親子の絆を育むタッチケア事業、セルフケアを中心とした健康増進事業、アロマセラピーに関する調査研究・情報提供事業等を実施することにより、心と身体を一体としたホリスティック(全体的)な視点によるアロマセラピーをはじめとする補完・代替療法の健全な発展と普及並びに健康福祉の増進に寄与することを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日 平成20年3月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アズイット

イ 代表者の氏名 上 沼 恭 子

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市野上1丁目5番4号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者(発達障害者を含む)に対して、生活支援、社会参加の促進に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

7(1) 申請のあった年月日 平成20年3月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ダイヤモンド・クロス

イ 代表者の氏名 米 村 慎 二

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市北口町1番2号

エ 定款に記載された目的

この法人は、主に西宮北口駅周辺を中心とした西宮市内と阪神間の個人及び団体等(以下、「住民等」という。)に対し、地域の様々な振興と文化・芸術の発信を主目的として、住民等の活動への支援を行うとともに、行政、企業等との参画・協働・連携を図ることにより、活力溢れる地域づくりと文化の薫るまちづくりに寄与することを目的とする。

8(1) 申請のあった年月日 平成20年3月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日本派遣労働者ライフアップ協会

イ 代表者の氏名 藤本 佑里子

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市栗山町62番地2

エ 定款に記載された目的

この法人は、全国の派遣労働者等、不安定な地位での労働者全てに対して、人材派遣業に関する調査研究事業、労働者の悩みの相談を受ける事業等を通じ、地域社会へ情報を発信し、行政へ提言をしていくことにより、人材派遣業者の資質の向上を図るとともに、労働者の基本的人権の擁護を図り、より豊かで明るい社会生活構築に寄与することを目的とする。

9(1) 申請のあった年月日 平成20年3月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日本ユニバーサルスポーツフィッシング協会

イ 代表者の氏名 山下 淳

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区平磯4丁目4番7号ジョイフル垂水南601号

エ 定款に記載された目的

この法人は、「環境、福祉、教育」の総合的な観点を持ったユニバーサルスポーツフィッシングスタイルの普及を通じて、人と人、人と自然が共存する豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

10(1) 申請のあった年月日 平成20年3月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人輝・上高丸

イ 代表者の氏名 藤原 ヒロ子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区上高丸3丁目14番3 - 1104号

エ 定款に記載された目的

この法人は、神戸市内を中心とする地域住民及び特に地域の高齢者や要支援者に対して、日常的な生活支援活動や地域の環境整備に取り組み、地球にやさしいライフスタイルの実践を通して潤いと活力のあるまちづくりに寄与することを目的とする。

11(1) 申請のあった年月日 平成20年3月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人輝・東舞子

イ 代表者の氏名 加藤 万里子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区星陵台3丁目5番14号

エ 定款に記載された目的

この法人は、神戸市内を中心とする地域住民及び特に地域の高齢者や要支援者に対して日常的な生活支援活動を行い、子育て支援や地域の環境整備に取り組み、地球にやさしいライフスタイルの実践を通して潤いと活力のあるまちづくりに寄与することを目的とする。

12(1) 申請のあった年月日 平成20年3月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人輝しんよう

イ 代表者の氏名 山下 淑子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区庄田町3丁目5番10-104号

エ 定款に記載された目的

この法人は、神戸市内を中心とする地域住民及び特に地域の高齢者や要支援者に対して日常的な生活支援や余暇活動支援を行い、また、地域の環境整備のための美化活動に取り組み、地球にやさしいライフスタイルの実践を通して潤いと活力のあるまちづくりに寄与することを目的とする。

13(1) 申請のあった年月日 平成20年3月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人全国消費者救済会

イ 代表者の氏名 住川 丈仁

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区琴ノ緒町5丁目2番2号

エ 定款に記載された目的

この法人は、全国の消費者・各種被害者に対して、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家等との連携を通して事業者の不当な事業活動への是正を図り、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び被害救済のための活動を行うことによって、消費者全体の利益擁護を図り、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成20年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請のあった年月日 平成20年3月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人路の臺

イ 代表者の氏名 村上弘幸

ウ 主たる事務所の所在地 加西市別府町甲2664番地169

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者等とその家族が、住みなれた地域で安心して暮らすことができるための支援に関する事業を行い、すべての人が生きいきと暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成20年3月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人環境にやさしい街づくり推進会

イ 代表者の氏名 菅野敬

ウ 主たる事務所の所在地 川西市小花2丁目18番5号環境会館内

エ 定款に記載された目的

この法人は、様々な環境調査を行うことによって、自然の生態系を理解し開発によって失われた豊かな自然環境を回復維持するために必要な方策を実施し、環境の保全とよりよい街づくりの両立を図ることを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成20年3月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人サポートセンター木立

イ 代表者の氏名 難波勉

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市米田町船頭514番地24

エ 定款に記載された目的

この法人は、精神及び知的障がい者に対して、小規模作業所の運営、生活支援に係わる相談援助、並びに社会参画に関する事業や、保健・医療・福祉に係わる教育研修、地域福祉の為の調査研究と情報収集及び提供に関する事業を行い、ノーマライゼーションの理念に基づき障がい者と健常者が区別なく安心して暮らせるまちづくりと地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

私立小学校の設置認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定により、次のとおり私立小学校の設置を平成20年3月28日に認可した。

平成20年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	位置	設置者	総定員	開校年月日
関西学院初等部	宝塚市武庫川町6番27号	学校法人関西学院	540人	平成20年4月1日

私立幼稚園の廃止認可

学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条の規定により、次のとおり私立幼稚園の廃止を平成20年3月31日に認可した。

平成20年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	位置	設置者	廃止年月日
戸ノ内幼稚園	尼崎市戸ノ内町2丁目13番23号	学校法人戸ノ内幼稚園	平成20年3月31日
八幡幼稚園	尼崎市今福2丁目1番5号	羽田孝子	同

私立専修学校の設置認可

学校教育法(昭和22年法律第26号)第130条の規定により、次のとおり私立専修学校の設置を平成20年3月31日に認可した。

平成20年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	位置	設置者	課程	総定員	開校年月日
ハーベスト医療福祉専門学校	姫路市南駅前町91番地6	学校法人摺河学園	医療専門課程 社会福祉専門課程	480人	平成20年4月1日
兵庫柔整専門学校	神戸市中央区下山手通4丁目2番7号	学校法人兵庫医療学園	医療専門課程	264人	同
神戸こども総合専門学院	神戸市北区山田町小部東山56番地	社会福祉法人野花会	保育専門課程	100人	同

私立専修学校の廃止認可

学校教育法(昭和22年法律第26号)第130条の規定により、次のとおり私立専修学校の廃止を平成20年3月31日に認可した。

平成20年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	位置	設置者	廃止年月日
神戸歯科助手学院専門学校	神戸市中央区山本通5丁目7番17号	社団法人神戸市歯科医師会	平成20年3月31日

私立各種学校の廃止認可

学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条で準用する同法第4条の規定により、次のとおり私立各種学校の

廃止を平成20年3月31日に認可した。

平成20年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	位置	設置者	廃止年月日
山陽文化学院	姫路市飾磨区清水102番地	櫻井 保	平成20年3月31日

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第107条の規定により、差押財産を再公売するので、次のとおり公告する。

国税徴収法第99条の規定により、見積価額を公告する。

平成20年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 公売に付する差押財産

- (1) 所在地 川辺郡猪名川町木津字笠嶺8番1
- (2) 地目 山林
- (3) 地積(公簿面積) 8,107平方メートル
- (4) 敷地権の種類 所有権
- (5) 敷地権の割合 持分2分の1

2 公売の場所及び日時

- (1) 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁舎内会議室(詳細は、公売参加申込者に別途連絡する。)
- (2) 日時 平成20年5月9日(金) 午後2時から2時10分まで

3 公売の方法 期日入札

4 見積価額(最低公売価額)は3,248,312円とする。

5 公売保証金は400,000円とする。

6 開札の日時 平成20年5月9日(金) 午後2時11分から

7 開札の場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁舎内会議室(詳細は、公売参加申込者に別途連絡する。)

8 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に売却決定を行う。

9 最高価額に次ぐ高い価額による入札者に対しては、国税徴収法第104条の2の規定による次順位買受申込者制度を適用し、次順位による買受けの申込みを開札の場所において最高価申込者の決定後直ちに行う。

10 売却決定の日時 平成20年5月16日(金) 午後2時

11 売却決定の場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁舎内会議室(詳細は、最高価申込者及び次順位買受申込者に別途連絡する。)

12 買受代金の納付の期限 平成20年5月16日(金) 午後3時

公売財産の所有権移転のための登録免許税に相当する収入印紙もあわせて提出することとする。

ただし、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがある。

13 公売に参加する者に必要な資格

次に掲げるもの以外の者であること。

- (1) 滞納者及びその代理人(国税徴収法第92条)
- (2) 次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者。
その者を使用人その他の従業員又は入札等の代理人として使用する者についても、また同様とする(国税徴収法第108条)。
ア 入札等をしようとする者の公売への参加を妨げた者
イ 入札等を妨げた者
ウ 最高価申込者等の決定を妨げた者
エ 買受人の買受代金の納付を妨げた者
オ 公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもって連合した者
カ 偽りの名義で買受申込みをした者
キ 正当な理由なく、買受代金の納付期限までにその代金を納付しない買受人

- ク 故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者
ケ 前各号に掲げる者のほか、公売又は随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者
- 14 契約条項を示す場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県県土整備部土木局砂防課管理係
- 15 公売参加申込用紙の配付場所及び配付期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配付場所及び申込場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県県土整備部土木局砂防課管理係
- (2) 配付期間及び申込期間
- ア 配付期間は平成20年4月16日(水)から同年5月2日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除いた日とする。時間は午前9時から午後5時までとする。
- イ 申込期間は平成20年4月17日(木)から同年5月2日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除いた日とする。時間は午前9時から午後5時までとする。
- 16 公売に関する条件
- (1) 申込期間内に公売参加申込書を提出していること。
(2) 所定の額の公売保証金を納付していること。
(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
(6) 代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。
(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
(8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 17 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 18 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 19 入札についての照会先
兵庫県県土整備部土木局砂防課管理係
電話(078)341-7711 内線4464

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
豊岡市立野町754番、755番、757番1、764番2、769番3、770番2、773番、774番、775番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
豊岡市上陰178番地1
株式会社ジェイエイ葬祭 代表取締役 田口義修
- 3 許可年月日及び許可番号
平成19年7月13日
兵庫県指令但馬(建1)第1-1号(19豊岡)

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 三木サティ食品館

所在地 三木市志染町青山3-9-1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 西村興産株式会社

代表者の氏名 立松陽子

住所 三木市志染町青山三丁目14番地の3

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業者の氏名または名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社マイカル他6者	午前9時	午後11時

イ 変更後

小売業者の氏名または名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社マイカル他6者	午前9時 ただし、一年のうち31日間は午前8時。	変更なし

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

食品館駐車場：午前8時30分から午後11時30分まで

衣料館駐車場：午前9時30分から午後9時30分まで

イ 変更後

食品館駐車場：午前8時30分から午後11時30分まで

ただし、一年のうち31日間は午前7時30分から午後11時30分まで。

衣料館駐車場：変更なし

4 変更年月日

平成20年4月11日

5 届出年月日

平成20年3月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年4月15日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成20年8月15日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 姫路サティ

所在地 姫路市増位本町二丁目12番10号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 みずほ信託銀行

代表者の氏名 池田輝彦

住所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業者の氏名または名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社マイカル他27者	午前9時	午後11時

イ 変更後

小売業者の氏名または名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社マイカル他27者	午前9時 ただし、一年のうち31日間は午前8時。	変更なし

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

平面駐車場及び屋上駐車場：午前7時30分から翌午前0時まで

隔地駐車場：午前9時から午後9時30分まで

ただし、休日は午前7時30分から午後9時30分まで。

イ 変更後

平面駐車場及び屋上駐車場：変更なし

隔地駐車場：午前8時から午後9時30分まで

ただし、一年のうち110日間は午前7時30分から午後9時30分まで。

衣料館駐車場：変更なし

4 変更年月日

平成20年4月11日

5 届出年月日

平成20年3月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年4月15日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成20年8月15日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレッシュライフプロムナードRIO S

所在地 姫路市東郷町1454-3ほか

2 同法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要

敷地東側で、夜間において発生する騒音の最大値の予測結果が指針値を超過しており、騒音規制法に係る規制基準値を超過するおそれがあるため、苦情発生時の対応・対策について検討しておくこと。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年4月15日から1週間

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年4月15日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 大原義弘

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

遠隔授業システム一式（賃貸借）

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

平成21年3月1日（日）から平成26年2月28日（金）（5年間）

(4) 設置場所

兵庫県立大学各キャンパス

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続開始の申立て、和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒651-2197 神戸市西区学園西町8-2-1
兵庫県立大学・神戸学園都市キャンパス 学術情報課 担当 関戸
電話(078)794-5342 F A X(078)794-6166

なお、申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付については、以下の場所でも取り扱う。

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3
兵庫県立大学・神戸キャンパス 学術総合情報・応用情報課(23階)
電話(078)367-8637 F A X(078)362-0653

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成20年4月15日(火)から同月30日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)
毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札説明会の日時及び場所
平成20年4月23日(水)午後3時 兵庫県立大学・神戸キャンパス 中会議室
- (4) 入札・開札の日時及び場所
平成20年6月5日(木)午後2時 兵庫県立大学・神戸キャンパス 中会議室
- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品及び業務について、平成20年4月30日(水)午後4時までに一般競争入札参加申込書及び「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを持参すること。
- (2) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品及び業務について、次により提出書類を持参し、事前に協議すること。

ア 受付期間

平成20年4月16日(水)から同年5月2日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)、毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類 内訳書及びカタログ等の仕様がわかるもの。

エ 協議結果 平成20年5月21日(水)に入札者に通知する。

- (3) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(2)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (4) 入札者は、上記(2)エにより承認された物品で入札すること。
- (5) 本公告の物品を第三者をして貸し付けようとする者にとっては、当該物品を自ら貸し付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。この証明書は平成20年5月2日(金)までに提出すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年6月3日(火)正午までに納入しなければならない

い。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長(以下「事務局長」という。)を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

全額免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成20年6月下旬)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約当事者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Yoshihiro Oohara, General Secretary, University of Hyogo

(2) Nature and quantity of the product to be purchased :

Distance Learning System 1 set

(3) Lease period : From 1 March 2009 through 28 February 2014

(4) Lease place :

University of Hyogo, each campus: Headquarter office in Kobe, Kobe Gakuen-toshi, Akashi, Himeji Sinzaike, Himeji Shosha, and Harima Kagaku Kouen Toshi.

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

4 p.m. April 30, 2008

(6) Deadline for tender :

2 p.m. June 5, 2008

(7) Person to contact concerning the notice:

Akihiko Sekido, University of Hyogo, Kobe Gakuen-toshi office.

8-2-1, Gakuen-nishimachi, Nishi-ku, Kobe city, Hyogo 651-2197

TEL (078)794-5342 FAX (078)794-6166

辞 令

平成20年 3月31日付

下 野 昌 宏
久 保 敏 彦

辞職を承認する
平成20年 4月 1日付

中 瀬 憲 一

兵庫県人事委員会委員（常勤）に選任する

北 林 泰

兵庫県監査委員（常勤）に任命する

県 警 本 部 公 告

入札公告

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年 4月15日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太 田 裕 之

1 契約方法

下記 2 の(1)に示す路側固定式道路標識材料についてそれぞれの年間単価契約とする。

2 調達内容

(1) 購入物品及び購入予定数量

路側固定式道路標識材料の

- ア 標識板 11,000枚（取付金具等及び搬送費を含む。）
- イ 補助板 4,210枚（ 同 上 ）
- ウ 支柱等 13,980本（付属品等及び搬送費を含む。）

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び製品仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

契約の日から平成21年 3月31日まで
発注の日から30日以内

(4) 納入場所

兵庫県警察本部及び兵庫県下48警察署

(5) 納入回数

契約期間内に約 6 回（緊急発注にも対応できること。）

(6) 入札の方法

上記(1)の物品ごとにそれぞれ入札に付する。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申

込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立て、和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

4 申込書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部会計課施設係 担当 若林
電話(078)341-7441 内線 2295

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成20年4月15日から同月29日まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)
毎日午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札、開札の日時及び場所

平成20年5月27日(火) 午後2時から 兵庫県警察本部別館8階会議室

- (4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成20年5月20日(火)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に2の(1)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年5月20日(火)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額(落札価格に2の(1)の各数量を乗じて得た額。消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に要求される義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び製品仕様書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類を、入札説明書及び製品仕様書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、当該物品が入札説明書及び製品仕様書で示した物品と同等であることを証明する資料及び製品の見本等を、平成20年4月29日までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書は所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成20年6月2日)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合(談合)その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ及びオに違反し無効となったもの以外のもの

サ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書及び製品仕様書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他 詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Hiroyuki Ota, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased :

Material for road sign plate approx. 11,000

(include metal fixtures and delivery charge)

Material for supplemental road sign approx. 4,210

(same above)

Material for road sign pole approx. 13,980

(include attachments and delivery charge)

(3) Delivery period :

From the date of contract to March 31, 2009

(within 30days from the date of order)

(4) Delivery places :

Hyogo Prefectural Police H.Q. and 48 Police Stations

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

17:00, April 29, 2008

(6) Deadline for tender :

14:00, May 27, 2008

(7) Person to contact concerning the notice :

Mr.Wakabayashi, In charge of facilities, Accountant Section , Hyogo Prefectural Police H.Q.

4-1, Shimoyamate-dori, 5-chome , Chuo-ku, Kobe 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext : 2295

正 誤

平成20年 3月25日付け（兵庫県公報第1964号）
兵庫県告示第315号（昭和60年兵庫県告示第241号洲本市都市計画下水道事業洲本市公共下水道の事業計画の変更認可）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
24	下から 9	昭和32年 3月28日から 平成24年 3月31日まで	昭和57年11月12日から 平成23年 3月31日まで